

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月

私の年金記録を確認すると、申立期間は国民年金未加入期間とされているが、私は当該期間について領収印の押された国民年金保険料徴収簿を所持しており、年金事務所に記録の訂正を申し出たところ、「申立期間は未加入期間であり、保険料を納付できない期間となることから、誤って収納した保険料は還付する。」と言われた。しかし、保険料を納付してから 35 年以上も経って還付すると言われても納付できないので、申立期間を未加入から納付済みへと記録訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市役所が保管していた申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人は、申立期間後の昭和 50 年 2 月 6 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、当該資格取得日はオンライン記録、被保険者台帳とも一致することから申立期間は国民年金へ未加入期間となり、保険料を納付することができない期間となる。

しかし、申立人が所持する国民年金保険料徴収簿により申立人は、昭和 50 年 2 月 19 日に申立期間である同年 1 月及び同年 2 月の保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人は、短期大学を卒業した昭和 49 年 3 月の時点で強制加入被保険者となるべきところ、A 市において行われた国民年金への加入手続では、被保険者資格取得日が上述のとおり 50 年 2 月 6 日となっており、そのことについて合理的理由は見当たらない上、申立期間の保険料を収納していることから、当時行政側の国民年金に係る記録管理が、適正に行われていなかったことがうかがえる。

さらに、未加入期間の保険料を誤って収納した場合、行政側は速やかに還付の処理を行うべきところ、納付から 35 年以上経過した現在に至るまで保険料は還付されておらず、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであることから、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、申立期間が未加入期間であることを理由として保険料の納付を認めないことは信義則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録について、当該期間のうち、昭和60年7月から同年9月までは16万円、同年10月及び61年4月から同年9月までの期間は17万円、62年11月、同年12月、63年2月、同年3月及び同年9月から同年11月までの期間は18万円、同年12月は19万円、平成元年1月から同年3月までは18万円、同年4月及び同年5月は19万円、同年6月から同年9月までは18万円、同年11月、同年12月、2年6月、同年8月及び同年9月は20万円、同年10月から同年12月までは22万円、3年1月及び同年2月は20万円、同年3月から同年7月までは22万円、同年11月は24万円、同年12月から4年4月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録について、当該期間のうち、平成8年5月から同年7月までを24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月21日から平成4年5月31日まで
② 平成4年10月15日から5年3月11日まで
③ 平成7年6月1日から9年5月11日まで

A社、B社及びC社に勤務していた期間に給与から控除されていた厚生年金保険料とねんきん定期便に記載された厚生年金保険料の金額が異なる。調査して厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、昭和60年7月から同年10月までの期間、61年4月から同年9月までの期間、62年11月、同年12月、63年2月、同年3月、同年9月から平成元年9月までの期間、同年11月、同年12月、2年6月、同年8月から3年7月までの期間及び同年11月から4年4月までの期間の申立人の標準報酬月額については、A社の給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、昭和60年7月から同年9月までは16万円、同年10月及び61年4月から同年9月までの期間は17万円、62年11月、同年12月、63年2月、同年3月及び同年9月から同年11月までの期間は18万円、同年12月は19万円、平成元年1月から同年3月までは18万円、同年4月及び同年5月は19万円、同年6月から同年9月までは18万円、同年11月、同年12月、2年6月、同年8月及び同年9月は20万円、同年10月から同年12月までは22万円、3年1月及び同年2月は20万円、同年3月から同年7月までは22万円、同年11月は24万円、同年12月から4年4月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額とが長期にわたり一致しないことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③のうち、平成8年5月から同年7月までの申立人の標準報酬月額については、C社の給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額
の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる
関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和 59 年 10 月から 60 年 6 月までの期間、同
年 11 月から 61 年 3 月までの期間、同年 10 月から 62 年 10 月までの期間、
63 年 1 月、同年 4 月から同年 8 月までの期間、平成元年 10 月、2 年 1 月か
ら同年 5 月までの期間、同年 7 月及び 3 年 8 月から同年 10 月までの期間に
ついては、給与支払明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額
は、一部の期間においてオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であるも
のの、給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準
報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低額であることから、
特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間②について、B 社の給与支払明細書により確認できる報酬月額に
見合う標準報酬月額は、一部の期間においてオンライン記録の標準報酬月額
よりも高額であるものの、給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料
控除額に見合う標準報酬月額は、全てオンライン記録の標準報酬月額と一致
していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせ
んは行わない。

申立期間③のうち、平成 7 年 6 月から 8 年 4 月までの期間及び同年 8 月か
ら 9 年 4 月までの期間については、給与支払明細書により確認できる報酬月
額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であ
るものの、給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う
標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低額であること
から、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 1 日から 49 年 6 月 21 日まで

日本年金機構から送付されてきたはがきを見て、年金事務所に確認したところ、A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、一部の期間についてのみ脱退手当金を受給したことになっていることを知った。同一事業所における被保険者期間のうち、一部だけ受給したことになっているのはおかしいと思う。脱退手当金を受け取った記憶が無いので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間と脱退手当金支給日との間の被保険者期間（昭和 49 年 7 月 8 日から 50 年 5 月 24 日まで）についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、当該期間については、申立期間と同一の事業所（A社）において再取得した期間であり、申立人が申立期間のみ脱退手当金を請求し、支給日に近い再取得後の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、未請求となっている被保険者資格再取得後の期間と申立期間は同一の被保険者記号番号で管理されていたにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上も不自然である。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、脱退手当金の支給記録がある者は申立人のみであり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

奈良国民年金 事案 1117

第1 委員会の結論

申立人の平成 15 年 9 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月から同年 11 月まで
20 歳になった月に女性が訪ねて来て年金手帳を手渡され、3 か月ほど後に学生納付特例を申請し認められた。誕生月から認められたと思っていたが、申請するまでの 3 か月は未納となっており、その期間の督促状が数回届いたので、平成 17 年頃 A 郵便局で両親が納付した。未納とされているのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 年金事務所では「学生納付特例が誕生日まで遡って認められるようになったのは平成 17 年からであり、それまでは申請月の前月までしか遡ることができず、申請が遅れた場合、申請月から 2 か月より以前の期間は未納と記録された。」と説明しているところ、申立人は平成 16 年 1 月 7 日に学生納付特例の申請を行っており、その結果、申請月の前月の 15 年 12 月から学生納付特例が認定され、申立期間は未納と記録されていることが確認できる。

また、申立人は「平成 17 年春頃、A 郵便局で両親が国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、同郵便局において申立人に係る国民年金保険料の領収済通知書を確認できない上、B 年金事務所及び(株)ゆうちょ銀行 C 貯金事務センターに保管されている平成 17 年 4 月から同年 12 月までの領収済通知書綴りにも、申立人の申立期間に係る領収済通知書は確認できない。

さらに、申立期間は国に国民年金保険料収納事務が一元化された平成 14 年以降であり、保険料の収納データは収納した金融機関等からの磁気データに基づき年金記録に収録されているという状況下において、申立期間の記録管理が適正に行われていなかったとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（国民年金保険料領収済通知書、家

計簿等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から 48 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月から 48 年 2 月まで
ねんきん特別便が届いて申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。会社を退職後、婦人会の集金で自身の保険料を夫の保険料とともに納付した。夫の保険料が納付済みであり、私の記録が無いのはおかしい。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は昭和 47 年 1 月 6 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、48 年 3 月 13 日に任意加入者として国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるところ、任意加入者は加入の申出をした日が資格取得日となり、申立期間は未加入期間となることから、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、前述の国民年金被保険者資格は、昭和 62 年 1 月 29 日に任意加入から強制加入へと種別訂正がなされており、訂正日時点では申立期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、昭和 44 年 3 月から 49 年 5 月までの期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査するも、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 12 月までの期間及び平成 2 年 2 月から 5 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から 62 年 12 月まで
② 平成 2 年 2 月から 5 年 10 月まで

私は、昭和 48 年 8 月から継続して、国民年金保険料を納付しており、申立期間については、夫が厚生年金保険被保険者のため、国民年金の第 3 号被保険者となっていたが、保険料の納付が不要となることを知らずに当該期間についても国民年金保険料を納付していた。

また、第 3 号被保険者期間について、社会保険事務所（当時）に複数回確認をしたところ、職員から、第 3 号被保険者期間であっても保険料を納付すれば、年金受給額に加算されると説明があった。

しかし、年金記録では、申立期間について、保険料を納付したとする記録が無く、納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金の第 3 号被保険者期間であるが、保険料の納付が不要となることを知らずに保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、厚生年金保険被保険者の配偶者であって主として厚生年金保険被保険者の収入により生計を維持する者については、国民年金の任意加入の手続を行った場合には、保険料の納付が必要であったが、昭和 61 年 4 月の制度改正により、第 3 号被保険者として強制加入となり、保険料の納付が不要となる。

また、A 市の国民年金収滞納一覧表によると、申立期間は第 3 号被保険者期間となっていることが確認でき、この記録は、申立人が所持する国民年金

手帳の記載とも一致している。

なお、申立期間当時は、制度上、保険料の納付が不要となる国民年金の第3号被保険者資格を取得するためには、被保険者自身が手続を行う必要があった。オンライン記録によると、申立期間について、申立人の夫は厚生年金保険に加入しており、申立人は、昭和61年4月19日及び平成2年4月26日にそれぞれ国民年金の第3号被保険者の資格取得に係る届出が処理され、第3号被保険者となっていることが確認できることから、保険料の納付が不要となる第3号被保険者資格の取得手続が遅滞なく申立人の届出により行われたものと推認できる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から 49 年 3 月まで

私は、申立期間には A 地域で働いていたが、23 歳頃に結婚するまでは住所は B 町（現在は、C 市）にあり、親に毎月 10 万円前後の仕送りをしていたので、親はお金には困っていなかったと思う。19 歳の時から母が生命保険を掛けてくれていたので、定期的に集金に来ていた国民年金保険料も親が払ってくれていたと確信している。調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母が私に生命保険を掛けてくれていたので、役場の担当者が定期的に集金に来ていた国民年金保険料も納付していたはずだ。」と主張しているが、C 市役所 D 支所は、「申立期間当時の保険料の納付方法は、個人で役場に納めに来るか、団体でまとめて納付するかのどちらかであり、役場の担当者が定期的に集金に行くことはなかった。」と回答しており、申立人の主張と相違する。

また、申立人は、昭和 48 年 6 月に E 市において住民登録をしていることから、申立期間のうち同年同月から 49 年 3 月までの期間は、B 町において国民年金保険料を納付していたものとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付について関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は高齢のため話を聞くことができない上、申立人自身も申立人の母親から国民年金保険料を納付してくれていたことを聞いたことがないと述べており、申立人の国民年金の加入状況及び保険料納付状況等は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1121

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 5 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 5 月から同年 12 月まで

私は、結婚後自宅に申立期間に係る国民年金保険料納付の督促状が数回届いていたので、平成 12 年に夫が社会保険事務所（当時）に相談に出向いたところ、2年の時効が迫っているので今納付しないと 60 歳からしか納付できないと言われた。申立期間の国民年金保険料は、実母に借りて夫が社会保険事務所で納付したことを記憶している。申立期間について未納とされていることに納得がいかないので調査をしていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「社会保険事務所からの国民年金保険料納付の督促状が届いていたので、平成 12 年頃に夫が社会保険事務所に相談に出向いたところ、2年の時効が迫っているので今納付しないと 60 歳からしか納付できないと言われた。」と主張しているが、申立期間の始期である 11 年 5 月の保険料に係る納付の時効が完成するのは 13 年 7 月以降であることから、申立人の主張と相違する。

また、オンライン記録によると、平成 13 年 11 月 7 日に過年度納付書が作成されたことが確認できることから、当該時点において、申立期間のうち 11 年 5 月から同年 9 月までの保険料は、制度上、時効により納付することができない。

さらに、申立人は、「申立期間に係る国民年金保険料を実母から借りて納付した。」と主張しているが、戸籍の記録によると、申立人の実母は、申立期間よりも前の平成 11 年 2 月 2 日に死亡していることが確認でき、申立内容が不自然である。

加えて、申立期間は基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降であり、

特に保険料収納事務の機械化により記録管理の強化が図られており、納付記録が欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの期間及び同年12月から6年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から4年3月まで
② 平成4年12月から6年3月まで

私は、専門学校を卒業した翌月の平成3年4月に厚生年金保険の適用事業所ではないA社に就職したのを契機に、B区役所で国民年金の加入手続を行った。後日、年金手帳と保険料の納付書が送付されてきたので、勤務先の近くの郵便局で毎月納めていた。申立期間が未納とされていることに納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月にB区役所で国民年金の加入手続を行い、勤務先の近くの郵便局で毎月、国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金に加入した場合に払い出される申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の同番号の前後の番号の被保険者の記録から、平成6年4月頃に払い出されていたものと推認できる。このため、申立人が申立期間の国民年金保険料を毎月C市が作成した納付書により納付するためには当該国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が必要となるが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡は見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 6 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月から 57 年 3 月まで
結婚を契機に妻が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。妻が夫婦二人分を一緒に納付してくれていたはずだが、申立期間について妻は納付済みとなっているにもかかわらず、私は未納とされているのは納得がいかないので調査して、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金に加入した場合に払い出される国民年金手帳記号番号は、昭和 57 年 7 月 8 日に申立人に対して払い出されており、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、申立人はこの頃初めて国民年金に加入したものと推認され、当該加入手続時点において、申立期間のうち大半の期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月までの保険料については過年度納付が可能であるものの、保険料を納付していたとする申立人の妻は、「保険料を遡っては納付していない。」と証言しており、オンライン記録によると、申立期間の直後から納付済みであることが確認できることから、申立人の妻は 57 年 7 月 8 日に払い出された国民年金手帳記号番号により、同年 4 月の保険料から納付を開始したと考えることが自然である。

さらに、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 6 月から 58 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月から 58 年 6 月まで

私は、A 町（現在は、B 市）の採用試験を受けるつもりであったので、国民年金の未納期間があってはいけないと思い、母に頼んで、20 歳になった 1 年後か 2 年後ぐらいに A 町役場で国民年金の加入手続を行い、併せて 20 歳からの未納期間の保険料を一括納付してもらった。

その後、A 町役場で勤務することになった際に自分の年金記録に係る台帳を確認したところ、母が一括納付してくれた期間について、当該台帳の納付状況を記載する欄に、納付済期間であることを示す横線が引かれていたことを覚えている。申立期間は未納とされているが、仮に、当時、未納となっていれば、自分の年金記録を確認した時に気付くはずであり、納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金に加入した場合に払い出される国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 10 月 1 日に申立人に対して払い出されており、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、申立人はこの頃国民年金に加入したものと推認され、当該加入手続時点で、申立期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、A 町の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の直後である昭和 58 年 7 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料を同年 10 月 18 日に過年度納付していることが確認できることから、加入手続直後に、納付が可能である当該期間の保険料を遡って一括納付したものと考えられる。

さらに、申立人は、「私の年金記録に係る台帳を確認したところ、当該台

帳の納付状況を記載する欄に、納付済期間であることを示す横線が引かれていたことを覚えており、未納期間は無かったと思う。」と主張しているが、A町の国民年金被保険者名簿には、申立人が主張する横線を引かれた箇所を確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1171

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 1 日から 42 年 1 月 1 日まで

日本年金機構から「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」のはがきが届き、A社における厚生年金保険加入期間について脱退手当金支給済みであることが分かった。当時、私は脱退手当金の制度を知らなかったし、自分で請求手続もしていないので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人のA社に係る被保険者期間について、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、脱退手当金は資格喪失日から約4か月後の昭和42年5月12日に支給決定されているほか、支給額に計算上の誤りはなく、一連の事務処理に不自然さはみられない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月頃 から 57 年 1 月頃 まで

A事業所に準職員として勤務した。同事業所から健康保険被保険者証を受け取ったことを記憶している。厚生年金保険にも加入していたと思うが被保険者記録が無い。同事業所に問い合わせたが記録が残っていないと言われた。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間の一部において、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所は、平成8年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる上、同事業所に照会したところ、「申立人は臨時的任用職員（アルバイト職員）であったと考えられる。当該職員に係る書類の保存期間は5年であり、保存期間を過ぎているため申立ての内容については確認できない。」と回答があり、申立期間当時の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について確認できなかった。

また、申立人が記憶している同僚についても、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことは確認できない上、勤務していた期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述も得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1173

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 46 年 7 月 29 日まで
日本年金機構から送付されたはがきにより、A社における厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給済みであることを知った。当時、私は厚生年金保険に加入していたことも知らず、脱退手当金を自分で請求した記憶もないので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、厚生年金保険被保険者証に「脱」の表示をすることとされていたところ、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証に「脱」表示が確認できることから、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるとともに、支給額に計算上の誤りはなく、資格喪失日から約1か月後の昭和46年8月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 6 月 1 日から同年 11 月 19 日まで
② 昭和 43 年 11 月 19 日から 46 年 4 月 1 日まで

A 社 B 支店及び C 社の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金支給済みとされているが、受給した記憶はない。

調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名及び押印が確認できることに加え、申立期間の最終事業所が作成した退職所得の受給に関する申告書が添付されている上、脱退手当金計算書には申立人の当時の住所地に近い郵便局が脱退手当金の支払金融機関として記載されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の申立期間の最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りはなく、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1175 (事案 706 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月1日から31年3月1日まで

今回の再申立てに際して、A社における勤務実態を証明し得る新たな証拠資料として、申立期間当時一緒に勤務していた同僚3人が写っている写真を発見したので、その写しを第三者委員会に提出する。当該同僚3人について調査をしていただき、同社における厚生年金保険の記録を回復してほしい。

(注) 再申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における昭和28年10月1日から31年3月1日までの期間に係る申立てについては、i) 申立人が一緒に勤務していたとする同僚について同社における厚生年金保険の加入記録が無いこと、ii) 事業主及び同僚は死亡又は所在不明であり、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できる証言を得ることができないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年6月30日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人の妻は、申立人と同時期にA社に勤務していたとする同僚3人の写真の写しを提出しているが、当該同僚3人について、そのうち1人は、既に死亡している上、申立期間において同社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、他の二人については、姓のみしか記憶していないところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚二人と同姓の者の被保険者記録が確認できるものの、これらの者の被保険者期間は、それぞれ

昭和 25 年 8 月 1 日から 28 年 8 月 1 日までの期間及び 33 年 6 月 1 日から 34 年 4 月 1 日までの期間とされており、申立期間と一致しない。

さらに、当該同僚二人は、連絡先不明であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できる証言を得ることができない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月頃から40年5月1日まで
② 昭和40年5月7日から同年12月頃まで

私は、義母と共にA村の自宅で旅館Bを営んでおり、申立期間中は、C道路D舗装工事のため、E社（現在は、F社）の工事関係者の宿泊宿となっていた。工事が進むに連れて次第に工事関係者の宿泊者数が増え、炊事や洗濯等の忙しさが増したため、ある時期から義母と共に同社の社員としてもらった。

この度、年金事務所からE社G支社における1か月間の厚生年金保険の記録が見付かったとの連絡をいただいたが、被保険者期間が1か月だけというのは不自然である。昭和40年12月のC道路の開通時期までは社員であったと思うし、少なくとも1年から2年ぐらいは同社の社員として厚生年金保険にも加入していたと思うので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

E社における当時の現場監督が、「C道路D舗装の工事期間は、昭和39年3月頃から40年12月頃であった。当該期間中は、旅館Bに宿泊した。」と述べていることから、申立人が申立期間①及び②において同社関係者の宿泊宿である旅館Bに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「工事が進むに連れて次第に工事関係者の宿泊者数が増え、炊事や洗濯等の忙しさが増したため、ある時期からE社の社員としてもらった。」と述べているところ、厚生年金保険被保険者記番号払出簿において、同社における申立人に係る厚生年金保険被保険者記番号は、昭和40年6月2日に払い出されていることが確認できることに加え、上記元同僚の現場監督は、「当初は、作業員が少数であったが徐々に増員し、最もピ

一ク時は工事の完成期が間近に迫った 40 年の夏以降であった。」と述べていることから判断すると、同社における申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年 5 月 1 日とされていることに不自然さはいかたがえなない。

また、F 社 G 支社では、当時の資料は保管されていない上、当時の事務担当者は既に死亡しており、複数の同僚からも、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について証言を得ることはできなかった。

さらに、E 社 G 支社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同時期に同じ経緯で同社の社員になったと述べている申立人の義母の被保険者資格記録は、申立人と同日であることが確認できる。

このほか、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1177

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月 2 日から 37 年 6 月 10 日まで
年金受給手続の際、申立期間については脱退手当金が支給済みであると言われた。脱退手当金を受給した覚えはないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の被保険者記号番号の前後 50 人の被保険者について脱退手当金の受給状況を調査したところ、脱退手当金の受給要件を満たす女性は申立人を除き 5 人おり、このうち 3 人が脱退手当金を受給していることが確認でき、この 3 人全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月以内に支給決定されていること、及び申立人の同僚が、「当時の総務担当者が、退職する従業員に脱退手当金の制度を説明し手続の代行も行っていた。」と証言していることなどを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと思われる。

また、脱退手当金支給日時点において申立期間以外に、脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間が認められるが、当該被保険者期間と申立期間は別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出がない場合、別番号で管理されている被保険者期間を確認することは困難である上、仮に申出があったとしても、そのことを裏付ける事情が見当たらないことを踏まえると、支給されていない被保険者期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。